

## 1 4 指導監査課／県事務所

### (1) 保険医療機関等の指定、保険医等の登録に関する申請、届出等の受付及び審査

#### ① 概要

##### ア 保険医療機関等の指定等

医療機関又は薬局が健康保険法等における療養の給付の取扱いを行うためには、当該医療機関又は薬局の開設者の申請によって、地方厚生局長の指定を受けなければなりません。

この指定を受けた医療機関を保険医療機関といい、薬局を保険薬局といいます。

なお、地方厚生局長が保険医療機関又は保険薬局の指定を行おうとするときは、地方社会保険医療協議会に諮問しなければならないこととされています。

中国四国厚生局では、これらの保険医療機関及び保険薬局の指定のほか、健康保険法による指定訪問看護事業者の指定、柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任に関する業務を行っています。

##### イ 保険医等の登録

保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、地方厚生局長の登録を受けた医師若しくは歯科医師又は薬剤師でなければならないこととされています。

この登録を受けた医師又は歯科医師を保険医といい、薬剤師を保険薬剤師といいます。

中国四国厚生局では、保険医及び保険薬剤師の登録に関する業務を行っています。

#### ② 実績（平成27年度）

##### 新規指定保険医療機関等・新規登録保険医等件数

県名	新規指定数（単位：件）			新規登録数（単位：人）		
	医科	歯科	薬局	医師	歯科医師	薬剤師
鳥取	4	2	4	21	0	32
島根	7	4	7	61	3	35
岡山	15	12	18	142	57	111
広島	16	18	27	137	54	181
山口	9	4	12	67	2	61
合計	51	40	68	428	116	420

注：新規指定保険医療機関等の件数には、交代・組織変更・移動等は含まない。

## (2) 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査

### ① 概要

#### ア 指導

保険医療機関等や保険医等に対し「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療等の取扱い、診療報酬等の請求などに関する事項について周知徹底し、保険診療等の質的向上及び適正化を図ることを目的として、中国四国厚生局では、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関等や保険医等に対する指導を行うこととしています。

#### イ 適時調査

厚生労働大臣の定める施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等の届出を受理している保険医療機関等について、届け出られている施設基準等の充足状況を確認するため、中国四国厚生局では、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関等に対する調査を行うこととしています。

#### ウ 監査

保険医療機関等や保険医等が保険診療等の取扱いや診療報酬等の請求などが、法令等の規定に従って適正に実施されているかを確認するため、中国四国厚生局では、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関等や保険医等に対して、監査を実施することとしています。

なお、監査の結果に基づき、必要に応じて、保険医療機関等の指定の取消、保険医等の登録の取消などの行政上の措置を行います。

### ② 実績（平成27年度実績：速報値）

#### ア 指導の実施状況

##### 【個別指導】

県名	保険医療機関等（単位：件）			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取	9	11	11	31
島根	23	12	12	47
岡山	21	6	29	56
広島	23	14	59	96
山口	39	24	31	94
合計	115	67	142	324

【新規個別指導】

県名	保険医療機関等 (単位: 件)			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取	8	5	4	17
島根	10	4	10	24
岡山	35	24	41	100
広島	63	52	51	166
山口	17	11	19	47
合計	133	96	125	354

【集団的個別指導】

県名	保険医療機関等 (単位: 件)			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取	21	18	18	57
島根	27	23	21	71
岡山	97	0	52	149
広島	146	121	96	363
山口	50	54	58	162
合計	341	216	245	802

イ 適時調査の実施状況

県名	保険医療機関等 (単位: 件)
鳥取	26
島根	30
岡山	58
広島	59
山口	50
合計	223

ウ 監査の実施状況

県名	保険医療機関等 (単位: 件)			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取	0	1	0	1
島根	0	0	0	0
岡山	2	1	0	3
広島	1	0	1	2
山口	1	0	0	1
合計	4	2	1	7

エ　返還金の状況

県名	返還額（単位：千円）
鳥取	201,975
島根	155,164
岡山	142,187
広島	268,465
山口	40,638
合計	808,429

③ 参考として平成26年度実績

ア　指導の実施状況

【個別指導】

県名	保険医療機関等（単位：件）				保険医等（単位：人）			
	医科	歯科	薬局	計	医師	歯科医師	薬剤師	計
鳥取	15	11	9	35	88	11	12	111
島根	26	12	16	54	215	12	23	250
岡山	35	6	23	64	91	6	23	120
広島	24	17	47	88	24	17	47	88
山口	43	22	30	95	77	22	30	129
合計	143	68	125	336	495	68	135	698

【新規個別指導】

県名	保険医療機関等（単位：件）				保険医等（単位：人）			
	医科	歯科	薬局	計	医師	歯科医師	薬剤師	計
鳥取	7	1	8	16	7	1	10	18
島根	12	4	10	26	12	4	12	28
岡山	37	31	30	98	39	31	30	100
広島	54	28	57	139	54	28	57	139
山口	23	18	32	73	23	18	32	73
合計	133	82	137	352	135	82	141	358

【集団的個別指導】

県名	保険医療機関等 (単位: 件)			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取	18	21	18	57
島根	23	21	23	67
岡山	95	0	56	151
広島	167	120	112	399
山口	66	55	61	182
合計	369	217	270	856

イ 適時調査の実施状況

県名	保険医療機関等 (単位: 件)			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取	27	0	0	27
島根	32	0	0	32
岡山	58	0	0	58
広島	60	0	0	60
山口	41	0	0	41
合計	218	0	0	218

ウ 監査の実施状況

県名	保険医療機関等 (単位: 件)				保険医等 (単位: 人)			
	医科	歯科	薬局	計	医師	歯科医師	薬剤師	計
鳥取	0 (0)	1 (1)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	3 (1)
島根	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
岡山	2 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
広島	1 (0)	0 (1)	1 (0)	2 (1)	1 (0)	0 (1)	1 (0)	2 (1)
山口	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	3 (0)	1 (2)	2 (0)	6 (2)	3 (0)	2 (2)	2 (0)	7 (2)

注: ( ) 内は、当該年度に取消処分（取消相当含む）した件数である。

エ　返還金の状況

県名	返還額（単位：千円）			
	指導によるもの	適時調査によるもの	監査によるもの	計
鳥取	67,179	561	22,339	90,079
島根	7,641	9,945	0	17,586
岡山	242,380	172,703	7,834	422,917
広島	12,656	0	0	12,656
山口	52,049	29,604	0	81,653
合計	381,905	212,813	30,173	624,891